［略］	［略］	［同上］	［同上］
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	子ども・子育て支援法第十条の四、第十条の五、第十条の九、第十条の十、第十条の十二第一項、第十条の十三、第二十条、第二十七条、第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の十八、第三十条の二十第一項、第五項及び第七項、第四十二条、第四十三条、第五十四条並びに附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	子ども・子育て支援法第二十条、第二十七条、第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、第四十二条、第四十三条、第五十四条及び附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　本則の表中子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に係る改正規定中「第四十二条」を「第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の十八、第三十条の二十第一項、第五項及び第七項、第四十二条」に改める部分及び「及び」を「並びに」に改める部分　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）

二　本則の表中予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）に係る改正規定中「第二十八条」を「第五十二条」に改める部分　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）

○外務省告示第百十二号

昭和五十一年六月十三日にローマで作成された「国際農業開発基金を設立する協定」の一部並びに同協定の附属書Ⅰから Ⅲまでは、その第十二条の規定に従い、次のように改正され、これらの改正はそれぞれ次に記載する日に効力を生じた。

（平成十一年五月二十八日付け国際連合事務総長書簡（平成九年二月二十日発効分、第三条第三項、同条第四項、第四条第二項、同条第五項、第五条第一項、第六条第二項、同条第三項、同条第五項、同条第六項、第十二条(a)、第十三条第三項、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲ）（平成九年二月二十一日発効分、第四条第一項）、平成二十一年七月二十三日付け国際連合事務総長書簡（平成十三年二月二十一日発効分、第七条第二項(a)及び同項(b)（平成十八年十二月二十二日発効分、第七条第二項(a)及び同項(b)（平成十八年二月十六日発効分、第七条第二項(g)、平成三十一年十一月一日付け国際連合事務総長書簡（平成三十年二月十三日発効分、第四条第五項）（平成三十一年九月十日発効分、第七条第一項(b)、同条第二項(a)及び同項(f)、令和五年六月二十一日付け国際連合事務総長書簡（第四条第一項、同条第五項、同条第七項、第六条第三項、第七条第一項(b)及び第十条第二項））

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

一　第三条から第七条までを次のように改める。

第三条　加盟国の地位

第一項　加盟国の地位を得る資格

(a)　基金の加盟国の地位は、国際連合若しくはそのいずれかの専門機関の加盟国又は国際原子力機関の加盟国に開放する。

(b)　基金の加盟国の地位は、国の集団であつて、その構成国により基金の管轄に属する分野の権限を委任されており、かつ、基金の加盟国としての全ての義務を履行することができるものにも開放する。

第二項　原加盟国及び非原加盟国

(a)　基金の原加盟国とは、この協定の不可欠の一部をなす附属書Ⅰに掲げる国で第十三条第一項(b)の規定に従つてこの協定の締約国となるものをいう。

(b)　基金の非原加盟国とは、第十三条第一項(c)の規定に従い総務会によつて加盟を承認された後にこの協定の締約国となる他の国をいう。

第三項　責任の限度

いずれの加盟国も、基金の加盟国であるという理由によつて、基金の行為又は義務について責任を負うものではない。